

第6回東京都地域福祉支援計画策定委員会会議録

I 会議概要

1 開催日時 平成30年3月8日（木）午後6時01分から

2 開催場所 第二本庁舎31階 特別会議室23

3 出席者 【委員】

高橋委員長、小林副委員長、新保委員、室田委員、原本様（山根委員代理）、相田委員、浦田委員、川井委員、横山委員
（以上9名）

【都側出席者】

梶原福祉保健局長、坂本生活福祉部長、奈良部総務部企画担当部長、齋藤総務部企画政策課長、武仲区市町村連絡調整担当課長、永山総務部福祉人材施策推進担当課長、渋谷指導監査部指導調整課長、新内生活福祉部計画課長、渡部生活福祉部生活支援課長、森田生活福祉部地域福祉推進課長、坂田高齢社会対策部計画課長、渡辺障害者施策推進部計画課長、吉田青少年・治安対策本部総合対策部企画調整担当課長、曾根教育庁総務部教育政策課長

4 会議次第

1 開会

2 パブリックコメントの実施結果について

3 東京都地域福祉支援計画の公表について

4 その他

5 閉会

○高橋委員長 ちょうど6時でございまして、時間でございまして。第6回東京都地域福祉支援計画策定委員会を開会いたします。

きょうはお忙しい中、しかも、お足元がこれからどんどん雨風のようにございますが、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

この委員会は、設置要綱に基づいて公開となっておりますので、傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせ申し上げます。

また、きょうは、梶原福祉保健局長にもご出席をいただいております。ありがとうございます。ありがとうございました。

初めに、委員の出欠状況及び配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。
○永山福祉人材施策推進担当課長 事務局の福祉保健局福祉人材施策推進担当の永山でございます。よろしくお願いいたします。座ってご説明を申し上げます。

まず、本日の委員の出欠状況でございますが、堀田委員、関口委員、三輪委員からご欠席とのご連絡をいただいております。また、山根委員の代理といたしまして、練馬区福祉部管理課地域福祉係長の原本様にご出席をいただいております。どうもありがとうございます。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。まず1枚目に、会議次第がございまして、資料1は本委員会の設置要綱でございます。それから、委員・幹事名簿。資料3は本委員会の検討の進め方、資料4は今回の地域福祉支援計画の案でございます。それから、資料5は前回からの主な変更点、それから資料6につきましては、パブリックコメントに寄せられたご意見でございます。このほかに、委員の皆様方の机には、これまでの策定委員会の資料と議事録をつづったファイル、それから3冊の冊子を置かせていただいております。

以上、資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、委員長、お願いいたします。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、資料の3をちょっとごらんくださいませ。資料3に検討の進め方というので、今までの経過が書いてございますが、きょうは第6回ということで、最後の委員会で、計画の取りまとめということをご予定しております。前回の委員会の後、計画案のパブリックコメントを実施しておりますので、そのご報告をいただくとともに、前回からの計画案の変更点についての説明を事務局よりよろしくお願いいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 それでは、私のほうから、まず、パブリックコメントの実施結果について、ご説明申し上げます。

資料6、横のものでございますけれども、「東京都地域福祉支援計画（案）」パブリックコメントに寄せられたご意見という資料をごらんいただきたいと思います。

パブリックコメントにつきましては、先月の14日から27日の2週間の募集期間を設けて実施をいたしました。その結果、ご意見を4通、意見総数としましては、9件いただくことができました。

それでは、内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、一番最初でございますけれども、計画全体についてでございます。項目番号が1番、この意見は、さまざまな幅広い対象につきまして、分野横断的に関連する制度を全て包括した概念で広範囲の領域をカバーできるように計画に盛り込んでほしいというものでございまして、同様のご意見につきましては、裏面ですけど、2ページの項目番号の4番、かなりボリュームがあるご意見でございますが、ここの意見につきましても、同様の内容というふうになっております。

1ページ目にお戻りいただきまして、右側に東京都としての考え方を書いてございます。こちらにつきましては、読み上げさせていただきますけれども、制度のはざまに陥り、必要な支援につながりにくい住民が抱える地域生活課題を丸ごと受けとめ、解決に向けて取り組むことが求められますと。都は、この計画等に基づき、そうした課題解決に取り組む区市町村を支援していくこととしていますということで、基本的にこの計画の中に入っているというふうに考えておりますので、そういったような回答にさせていただいております。

続きまして、区分としましては、計画策定の背景というところになりますが、「我が事」というところの項目になります。項目では2番でございます。こちらは、「我が事」の意識を持ってもらうだけでなく、主体的な取組を行ってもらうための具体的な仕掛け、働きかけを明確にする必要があるのではないかと。また、事例で示した後の波及効果をどのようにはかっていくのか、測定していくのかといったようなご意見でございました。

こちら、都の考えとしましては、右側に書いてございますけれども、包括的な相談・支援体制を整備する区市町村を支援する、これは計画の中に入っておりますけれども。また、計画の中に書いてございますが、策定後につきましては、評価指標を用いながら進行管理を行っていくということも計画の中に明記させていただいております。そこでやっていこうというふうに思っておりますので、こういった考え方を書かせていただいております。

続きまして、今度は地域の支え合いを育むためにということで、項目の3番でございます。こちらにつきましては、地域包括支援センターにつきまして、機能強化型のセンター整備、こちらにつきましては、地域の困難ケースにいいんではないかということで、そういう速やかに対応する上では急務ではないかと。また、一定の基準づくりが必要ではない

かというご意見でございます。

右側に書いてございますけれども、都の意見としましては、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関としての役割を十分果たせるよう、機能強化していくことが重要でございます。都は、東京都高齢者保健福祉計画に基づき、管内の複数のセンターを統括し、サポートする機能強化型の地域包括支援センターの設置等に取り組む区市町村を支援してまいりますということで、こちらにつきましても、計画の中にこの旨の記載を入れてございますので、これで対応させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、2ページ、こちらにつきましては、先ほどの項目1番とあわせて、ご説明を申し上げましたので、こちらにつきましては、回答につきましても同じ回答であるというふうになってございます。

続きまして、3ページでございます。こちらは、地域福祉コーディネーターの関係のご意見でございます。地域福祉コーディネーターを配置することは大賛成だということでございますけれども、研修体系の整備も同時かつ同程度のパワーを割いて行う必要があるのではないかとご意見でございます。

都としましての考え方でございますが、読み上げます。地域福祉コーディネーターは、住民や地域のニーズの把握や適切な支援につなぐためのネットワーク構築などの活動を各地域で行っています。ご意見のように、支援方法を確立するためには、地域福祉コーディネーターがどのような活動を行い、どのような効果があったのかを明確にすることが重要です。そのため、コーディネーターの活動記録や事例の検証、活動内容の可視化の必要性について、本計画に記載していますということでございます。こちらにつきましても、その旨、重要性につきましても書き込んでいるという理解でございます。

続きまして、「生活困窮者への総合的な支援体制の整備」に関してという区分になります。項目の6番になります。この意見につきましては、支援員の組織、組織としての共有知の話というのが前半ございまして、そのための自立相談支援機関の基盤整備についてのさらなる検討をお願いしたいというような趣旨でございます。

右側、私どものほうの考え方でございますけれども、読み上げます。自立相談支援事業の基盤整備として、都は国による養成研修に加え、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員の各職種別の研修や任意事業別の研修のほか、課題別研修を年6回実施しており、修了後の受講者による組織での研修内容の共有とあわせ、窓口体制の整備を支援していま

す。また、実施機関の相談を受ける支援者専用相談ラインの設置や好事例や困難事例への対応等を解説した事例集の作成等、区市町村等窓口の組織的な体制強化に向けた支援を実施していますと。ご指摘の趣旨を踏まえ、こうした取組の意図が正確に伝わるよう、後ほどご説明しますが、85ページの書き振りですけども、「区市の自立相談支援機関の窓口職員の能力向上のため」ということを、このご意見を踏まえまして、「区市の自立相談支援機関の体制強化のため」というふうに修正させていただくことにいたしております。

続きまして、項目の7番でございます。こちらの内容につきましては、自治体の担当者と支援機関のコミュニケーションの課題というものをご指摘いただいております。それで、それを踏まえまして、自治体向けの制度理解、政策立案について、具体的に腹落ちするような研修の場を設けてほしいといったようなお話でございます。

回答でございます。右側の、読み上げます。生活困窮者自立相談支援事業等は、法に基づき、区市等が実施主体として行っておりますと。都では、自治体担当者向け説明会を実施し、制度の概要や変更点を伝えるとともに、各区市における独自の取組の共有を図るなど、自治体の取組を支援しています。また、制度にかかわる問い合わせや相談等があった際には、個別に対応し、支援を行っておりますということで、こちらにつきましても、今、実際にやっておりますし、それについて記載をしておりますので、これで対応させていただきたいということでございます。

それから、項目8番につきましては、手持ち現金を持たない相談者に対する緊急支援に関するお話でございます。こちらにつきましては、まず東京からできることがあるのではないかなというようなご意見でございます。

回答でございます。相談者の状況が急迫するなど、保護を要する状態が疑われるときには、自立相談支援機関と福祉事務所とで連携するなど、区市等で対応しているということで、今でもやっただいているということですが、これからも一層やっていくということを書かせていただいております。

そして、最後になります。4ページでございます。こちらの項目、9番につきましては、東京はかなり幅広いと、地域が幅広いということがあるというところで、どこにいても、安心して相談できるような体制の構築に向けて、ゼロからまず一步踏み出すにはどうしていくことが考えられるのかということで、なかなかその先進事例だけでは難しいということで、そういう踏み出すための下支えこそ都には求められているのではないかなというようなご意見をいただいております。

現在の研修も含めて、回答してございますけれども、今現在、国の研修がございまして、それ以外にも独自のさまざまな研修や担当者会議等を通じて、都内の多様な取組の共有を図っております。先進事例の紹介も行うことで、区市の事業実施も支援しておりますことで、ますますこれからもこういったことに努めていきたいというような回答でございまして、以上につきまして、パブリックコメントに寄せられた意見については、ご説明をさせていただいたと思っております。

続きまして、今度は、これも踏まえまして、前回からの主な変更点につきまして、ご説明を申し上げます。資料4のこの冊子と資料5をあわせて、ごらんをいただきながら、ご説明をしたいというふうに思っております。こちらの資料5の前回からの主な変更点、こちらを用いながら、順次、ご説明をしていただきたいと思いますと思っておりますので、ちょっとあわせてごらんをいただきたいと思います。

まず、資料5のほう、一番最初のところの変更点が14ページでございまして、14ページをごらんいただきたいと思います。まず、14ページでございまして、ここに書いてございますが、図と説明文、左側のところにありますけれども、図と説明文をまず一つの枠で囲むということ、それから、三つの役割の吹き出しを枠で囲んだということです。それから、図のタイトルは以前「関連イメージ」だったのですが、今回は「関係のイメージ」ということで、よりわかりやすくさせていただきました。また、役目の一つ目、前は「下支えする」でしたけれども、ご意見をいただきましたので、「支える」ということに改めています。

続きまして、今度は20ページに飛びます。20ページをごらんいただきたいと思います。圏域のイメージ図でございまして、ここにつきましても、矢印、ちょっとわかりにくいというご指摘もいただきましたので、機能・働きの矢印につきましては、塗りつぶして、実際にはちょっとカラーになりますけれども、塗りつぶすとともに、圏域の名称も二重線で囲み、強調してわかりやすくさせていただきました。

それから、21ページです。これも、前回にご意見いただきましたけれども、まず、図のタイトルでございまして、地域包括ケアシステムの「包括化」を「普遍化」ということに改めるということ。あと、本文中、ちょっと丸の四つ目になりますけれども、線が引いてございまして、「制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化」をしていくということで、こちらにつきましても、言葉を補って、少しわかりやすい表現にさせていただきました。

続きまして、43ページをごらんいただきたいと思います。前回、事例を入れていきま

すというご説明を申し上げましたけれども、事務局のほうでマギーズ東京のほうに実際に訪問しまして、秋山先生にもインタビューをした上で、事例を追加してございます。44ページにも続いて事例がございます。

続きまして、46ページをごらんいただきたいと思います。前回、委員の方々がいろいろ、あちこちの場で同じような方が活躍されているということが、ご指摘がありましたので、既存の場や機能の整理と再構築といったことも含めて、地域における適切な体制整備が重要であるということで、この丸の二つ目ですけれども、ここに下線の部分について追加をしてございます。

続きまして、47ページをごらんいただきたいと思います。前回いただいたご意見も踏まえまして、社会福祉法に規定をします社会福祉協議会の役割を追記しております。2行でございますけれども、追記してございます。

続きまして、52ページをごらんいただきたいと思います。前回いただいたご意見を踏まえまして、社会福祉法人の法人間のネットワークと、そういったことを生かした取組の期待や、あと、社会福祉法人が地域の多様なニーズに対応する役割を持つということ、これは事例で出てございますけれども、あえてここに4行で書かせていただいております。

続きまして、次のページでございますけれども、55ページをごらんいただきたいと思います。これも前回ご意見をいただきましたけれども、地域福祉コーディネーターに期待される役割としまして、丸の下から三つ目になりますけれども、つなぐだけではなくて、つなぎ直すということもございまして、つなぎ直すということも追記させていただいております。

それから、58ページでございます。こちら前回ご意見をいただきまして、プロボノの部分でございまして、東京ホームタウンプロジェクト、これにつきまして、記述を記載させていただいております。

続きまして、66ページをごらんいただきたいと思います。前回いただいたご意見を踏まえまして、見守りの三つの方法につきまして、ちょうど丸の上から三つ目でございますけれども、役割につきまして、書かせていただいております。

続きまして、79ページをごらんいただきたいと思います。前回いただいたご意見を踏まえまして、住宅セーフティネット法に基づきます支援策について、追記をさせていただいております。

それから、80ページにかけまして、裏面のほうになりますけれども、住宅セーフティ

ネット法に基づく居住支援法人制度の活用、こちらにつきましても追記をしております。ちょうど丸の一つ目と、それから最後の丸になります。

続きまして、85ページをごらんいただきたいと思います。ちょうど丸の上から三つ目でございますが、先ほどご説明申し上げましたパブリックコメント、そちらのご意見を踏まえまして、区市の自立相談支援機関の体制強化のためという文言に変更いたしております。

それから、ちょっとページが飛びますが、128ページをごらんいただきたいと思えます。前回いただいたご意見を踏まえまして、関係性が弱まってしまった人に対して、関係性を取り戻したり新たな関係を育んでいくという支援の可能性につきまして、ここで追記をしております。ちょうど丸の二つ目でございますけれども、その関係につきまして、記載しております。

前回からの主な変更点につきましては、ご説明いたしました。私からは以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

事前にもちょっと大部なものでございましたが、お送りをいただいて、お目通しもいただいているかと思いますが、パブリックコメントもとてもいいパブリックコメントをいただいて、大変熱心にこの計画づくりにかかわっていただいているという感じがして、大変ありがたかったと思うんですが、それを適宜うまく入れた部分もございますし、修正点、そのほか何か格段のご意見がなければということですが、よろしゅうございませうか。

本当に積み重ねをしながら、事務局が頑張ってくださいまして、とりわけ相当難しい図をチャレンジしていただいて、何とかわかるかなとかという感じもまだまだありますが、やっぱりこういうものを提起することが大事だというふうに思いまして、そういうわけでもございまして、この計画案の案をとるということで、この委員会の報告として、ちょっと手順を確認したいんです、後で出てくるか。一応、これは検討委員会の報告として、報告をお出しして、それを踏まえて東京都で計画にするという、そういう手続が待っているわけですね。それは、これからお話をいただきますが、この策定委員会の報告として、これで委員の皆様からご了承がいただけますでしょうか。よろしゅうございませうか。

(異議なし)

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、計画の公表に向けた今後のスケジュール等につきまして、ご説明をよろしく

お願いをいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 どうもありがとうございます。

この間、さまざまなご議論いただきましたので、その積み重ねで、いよいよ今度は事務局のほうで公表に向けて印刷等の準備をさせていただきます。

資料の3をごらんいただきたいと思います。先ほど委員長からも第6回のお話がありました。本日、第6回で、こちらで今、ご了承いただきましたけれども、これから私どものほうで、再度、誤字等がないかどうか確認をさせていただいて、印刷手続に入ってまいります。製本等をさせていただきますので、それで、今の予定としましては、今月下旬に正式に公表とさせていただきますので、また、その事前には皆さん方にもご連絡したいというふうに思っておりますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

これは、公表すると同時に、ぜひ地域福祉計画というのは、横断的なそういう性質でございますから、トップから局長級の人たち、俺は関係ないと思わないで見ていただくような努力も、ぜひ。大変事例も豊かな事例をいろいろ収集してお書きいただいておりますので、そういう意味でも、とりわけボスによくわかっていただく努力はぜひしていただきたいなというふうに思います。

そういうわけで、予定の議事は以上でございますけれども、せっかく最後の委員会でもございますし、これは第1期の計画ですから、これから、これをまた東京都として、恐らく育てていくという、そういうこともあるわけでございますので、委員の皆様からご感想も含め、ご提言、さらに、まさに今回、国がちょうど今、国会に出している生活困窮者自立支援法と生活保護法の改正はいろいろ文句を言っているところがたくさんあるんですが、ジェネリックの強制適用は、法の下での平等で何でジェネリックだけ義務化するんだと。あれは医師の裁量の話じゃないかという気がして、大変違和感を持った、一方で、生活困窮者支援法は、やっぱり一步踏み込んだ、いろんなものがあって、これがまさに地域福祉支援計画と連動しているわけですから、そういうことを含めまして、いろいろ動きがございますので、これが成立して、またいろいろ動き出すと、東京都もいろんな対応を区市町村にお願いすることも含めて、しなければいけないのかと思います。

そんなことも、それは私からちょっと先取りして、申し上げてしまって、ごめんなさいなのですが。それと、今、皆様からご感想、ご意見、ご提案等々を含めて、室田委員から

ぐるっとという感じで。すみません、よろしく願いをいたします。

一人3分ぐらいとして。

○永山福祉人材施策推進担当課長 先に三輪さんが、ちょっと欠席の方からメッセージを預かっているので、先に読んでもよろしいですか。

○高橋委員長 はい。

○永山福祉人材施策推進担当課長 申しわけありません。

○高橋委員長 ああ、そうだ、そうだ。ごめんなさい。最後のこれですね。

○永山福祉人材施策推進担当課長 ちょっと私のほうで読ませていただきます。

○高橋委員長 失礼しました。

○永山福祉人材施策推進担当課長 日の出町の三輪委員からご欠席なんですけれども、メッセージを添えていただいておりますので、ちょっと私のほうで代理で読ませていただきます。

国の施策である地域共生社会の実現、「我が事・丸ごと」の概念を踏まえて、地域福祉のさまざまな制度のはざまにあるもの、抜け落ちてしまうものに目を配り、分野的横断で体制を整備したことについて、さまざまな課題を一つ一つ丁寧に掘り下げて協議していくことや、先進好事例について報告・紹介をいただきましたこと、私自身にとりまして、大変勉強させていただきました。東京都内は広域性とその特殊性があり、さらに区市町村では地域性がさまざまです。町村部では、地域福祉の担い手となる社会的資源や人材が相当不足していることは否めません。地域福祉計画は、まだまだこれからという自治体もございますので、東京都のご支援をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、室田委員、よろしく願いいたします。

○室田委員 室田です。

そうですね、今回、1回欠席してしまいましたが、会議に出させていただいて、多くの視察も一緒に行かせていただきました。こういった東京都の計画の場に委員として、参加できたことを非常に光栄に思います。

できた計画自体は、国の動向を踏まえつつ、東京都内の現状をあわせて、非常にバランスよく策定できたのではないかなと、そんなふうな感想を抱いています。特に誇るべきところは、これだけたくさん実践事例を掲載できたことなのではないかなと思っています。

私自身も視察に同行して、今まで見たことのない現場も見させていただいて、非常に勉強になりましたし、恐らくこの計画を読む都民なり、関係者の方にとってもわかりやすく、かつ参考になる事例がたくさん載っているのではないかなと、そんなふうに思います。

自分なりの反省点としては、計画策定の当初からこの計画のユーザーというんですか、消費者というかが、どこで誰なのかというのが、余りちゃんと整理できないままに進んできてしまったなと思っています。それは、やはり都の委員会にこういった形で参加するのも初めてだったので、そういった部分でも、まだ自分の中で、これは誰に届ける計画なのかというところが、すみません、最後の会になって、こんなことを言うのもあれですけども、まだ落ちていないなど。

そういった意味で、恐らく東京都の関係者であったり、区市町村の関係部局の方ないしは社会福祉の関係者、特に社協の関係者の方が主なユーザーというんですか、消費者になるのかなと思います。もちろん都民全体なんだろうが、都民の方がこれを参考にするというよりも、恐らく関係部局に対する部分が大きかったのかなと、そのように思います。

そういった意味では、もう少し東京都内各地の現場の声を最初の前半で掘り起こすような機会があればよかったなと個人的には思っていて、例えば、都内の各地の計画担当者の懇談の場を設けるとか、そういった形で、現場でどういった今、状況、困難があったりとか悩みがあるのか、そういったことを参考に議論をすることができればよかったなと思いますが、短期間であったこともあって、難しかったと思うんですが、次回、3年後にはそういった部分も含めて検討していただけるとありがたいな、そんなふうに思います。

以上です。

○横山委員 1年間お世話になりました。本当に私も日々、武蔵野の自分の業務に追われていたので、なかなか客観的に自分の地域のことを考える機会がなかったんですが、こちらで、先生方や委員の皆様からいろいろなお話をお聞きできて、本当に勉強になりました。

ちょっと一つだけ、武蔵野として思っているのは、60ページの多世代交流拠点を整備する区市町村の取組を支援しますということで、恐らく、これがこの前出された地域サポートステーション設置事業のことですよね。今度、30年度からのこの新規事業ができたとお聞きした時は、とてもうれしくて。ただ、これは改修費だけなんですよね、空き家とか。それが当てはまる場所がないから、残念だけれども、これはちょっと武蔵野では当てはまらないなと思ったので、これはこれですごく大事で、もしかしたらほかの自治体さんでこういうことでお困りのところは、改修費があると助かるというところもあるかもし

れないんですけれども、武蔵野としては、せっかく東京都さんのほうで政策として事業をされるのであれば、かなうかわからないんですけど、家賃補助だったり、例えば、JRの駅前のところこういう場所を確保するとか、何かもうちょっと難しいかもしれないんですが、そういう補助があると、非常にこういう拠点は、多分、東京は土地が高いところが多いかと思うので、そういうあたりを都のほうで支援していただけるといいかなと思いました。ぜひ、またこの動向を踏まえて、次のときに、そういう部分も検討していただけると非常に助かります。

あとは、市区町村が、じゃあ、これからどうしていくかというところは、やはり行政の担当者の方もこれを受けて、自分の市区町村でどういう政策を考えていくかというところは、とても悩まれているのが、事実だと思いますので、ぜひ、東京都のほうで市区町村の担当者の方に意見を聞いたりだとか、アドバイスをいただけるようなことをしていただけるとありがたいなと思いました。

本当にどうもありがとうございました。

○高橋委員長 どうぞ、よろしく。

○原本様（山根委員代理） 本日は、委員の山根が他の公務のため欠席ということで、申しわけございません。代理で簡単にコメントをさせていただきます。

このたびは、区部23区の代表として、この計画の策定委員会に参加させていただき、大変有意義な機会を与えていただいたなと思っております。また、委員やゲストスピーカーの皆様のご発表ですとか検討段階でのご意見など、いろいろ勉強させていただきました、どうもありがとうございました。

練馬区なんですけれども、現行の地域福祉計画の計画期間が平成31年度までということで、来年度、30年度から具体的な検討を少しずつ始めていく時期に差しかかっております。来年度は、民生・児童委員の方や地域福祉団体へのアンケート調査ですとか、区の課題整理を行いまして、31年度に具体的な検討を進めていく予定になっております。今回、策定されます東京都の支援計画も熟読して、参考にさせていただきました、練馬区地域福祉計画も、ぜひ充実したものにしていきたいと思っておりますし、地域共生社会の実現に向けて、課題が山積しているとは思いますが、一つ一つ課題をクリアして、取組を進めていきたいと考えております。皆様にもまたお世話になる機会があるかと思っておりますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それじゃあ、相田委員、よろしくお願いします。

○相田委員 民生・児童委員の代表みたいな形で参りました、相田でございます。

非常に、ちょうどご承知のとおり、民生・児童委員制度100年という、このいい時期にこうやって民生・児童委員のことを考えていただけたということに感謝いたしております。

皆さん、民生委員、児童委員は必要だよというふうには言われておるのですけれども、なかなか本当のところを都民の方に理解されていないというふうに私たちは感じております。自己宣伝みたいなものしかないんです。私たち民生・児童委員はこんなことをしていますよ、困ったら、どうぞご相談ください。自分たちで一生懸命発信しているんですが、非常に力が弱くて。もう一つ、必要なことはわかっている、仕事もたくさん行政からいただいているわけですが、なかなか思うような仕事ができないという、今まででございましたけれども。ここで一つの指標をいただいて、これだけ民生委員という立場、仕事に踏み込んでいただいたデータをつくっていただけたということに本当に心から感謝しております、東京都1万人の民生委員にぜひこれを読ませたいというふうに思っています。

あとは、この中にもありましたように、やはり民生・児童委員という制度を強くしていくのかというふうなこともあるんです。体制の強化という言葉が先ほどありましたけれども、民生・児童委員制度もその体制の強化ということも必要なんだろうと思います。やはり、なかなか受けてくださる方が少なくなっているというふうなことで、いろいろ問題が多いんです。これは町会の加入率が悪いとか、自治会の加入率が悪いとかというふうなことで、どんどん東京都の場合には大変人口の分母が大きくなってしまったために、本当に町のことを考えていらっしゃるんでしょうけれども、考える人が少なくなっているという現状で、さて、私たちどうしようというところでございます。

そのときにどうしたらいいのかというのは、体制の強化ということもあるんですけども、やはり一人一人の民生委員のスキルというんですか、を高めていくということが、とても大事なことだというふうに思っています。そのためには、私たち都民連として、どうしていくかということになりますと、やっぱり事例の研究、それから事例の共有ということ、これから一番に考えて、都民連からこうやっていこうよというふうな形を打ち出して、各単位民協と一緒にやっていかなければならないなというふうに、今回、非常に感じました。

いずれにしても民生・児童委員のことをこれだけわかっていただいて、本当に感謝しております。どうもありがとうございました。

○浦田委員 文京区社会福祉協議会の浦田です。

このような場に参加させていただいて、ありがとうございました。やはりこのような今回、とても充実した計画で、これをどう実現していくのかといったところで、一緒につくった一人としては責任を感じているところでもあります。今回、地域福祉コーディネーターが必要だということを明記していただいたことは、とても意義が多いことだと思います。一方で、私たちのところには、多くの社協の方とか生活支援コーディネーターの方が相談にいらっしゃいます。文京区の場合は、8名の地域福祉コーディネーター兼生活支援コーディネーターの1層も兼ねた2層みたいな形で、ボランティアセンターもあり、あと、中間支援のフミコムもあるということで、体制が強いなと思います。相談にいらっしゃる方達の悩みを聞いてみると、機能したくてもできない状態になっているなということを常々感じております。

どういうことかということ、私たちはボランティアセンターからの情報も来ますし、地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの側面で、情報が様々な角度から私たちのほうに入ってくるようになっていきます。活動に使える場所があるよとか、前にお話ししましたが、友引前日の葬儀場が使えるよとか、子ども食堂をやっている方がここを通いの場として使えるよという情報が入ってきます。その情報は、社会福祉協議会の中でクラウドを取り入れていて、外にいてもその情報を同じように見るという仕組みを導入しています。

相談にいらっしゃるコーディネーターの組織は、地域福祉コーディネーターがいなかいところもあるんですが、生活支援コーディネーターの2層はこの法人、1層は行政のほうとか、みんなばらばらに配置されていて情報もそれぞれの担当が縦割りで持っている状況で、機能しづらいと思いました。やる気はあるし、もちろん能力もあるんです方々ばかりです。そういうコーディネーターは、現場で住民の方と一緒に活動を立ち上げていくということと同時に、自分たちの情報をうまく回していくための環境づくりもという、2方向での動きというのを意識しないと、なかなかうまく活動が展開していかないという現状があるように感じています。

私たち社協の中でも、クラウドを使った情報共有のシステムというのを使っているのですが、法人を超えて連携していくのであれば、そういったツールがないとうまく連携できないと

思います。今、現場では電話で情報交換をえています。でも、電話は、なかなかつかまらないですし、メールもたくさん来る中で、返信するというのもとても非効率な状況があり、研修だけでなく、そういうコミュニケーションツールを導入しなければ、なかなか現場の状況は改善しないだろうというふうに思っています。また、そういったシステムについても、ここにいる皆様と一緒につくっていただければというふうに思っているところです。

ありがとうございました。

○川井委員 東京都社会福祉協議会の川井です。

6回にわたりまして、本当にお世話になり、ありがとうございました。改めて、委員名簿を見ると、本当に大先生ばかり、また、区市町村の最前線でご活躍の皆さんばかりで、本当は私が一番この委員会で小さくなっていきやいけないなと今さらながら思いながら、にもかかわらず多分一番たくさん発言させていただいき、しかもわがままばかり言ったような気がして、恐縮しているところでございます。それにもかかわらず、一つ一つのつまらない意見を真摯に受けとめていただいて、最大限反映していただきまして、本当に心から事務局の皆さん、そして高橋委員長に感謝申し上げたいと思っております。

ところで、先日思いついて、本棚をひっくり返しまして、平成3年の『東京都地域福祉推進計画』を改めてちょっと見てみました。その中で社会福祉協議会、特に区市町村社協のことがどう書かれているかということが気になったのですけれども、驚いたことに、そこには3行ほどしか書かれておりませんでした。しかも、さすがに地域のネットワークづくりみたいなことは書かれてはいたんですが、それ以上に、これからは区市町村社協が在宅サービスの担い手として、しっかりとやっていくんだというようなことが書かれていました。もちろん介護保険が入る10年ぐらい前の話ですから、当然といえば当然だったのかもしれませんが、本当に隔世の感があるなと感じたところです。

そういうことから、今回の計画は本当に社協にとって、社協が追求すべきまさに真髓の部分を書き込まれていて、そういう意味からは、社協にとって本当に画期的なものになっているということは、紛れもないことだと思います。

ただ、そこで大事なのは、この計画が社協にとって画期的であるということには大して意味はなくて、これから数年たって振り返ったときに、東京の地域福祉にとって、この計画が画期的だったというふうに言われなければならないだろうと思います。そういう意味で、ここで、これだけ社協に対する期待や叱咤激励をお書きいただいたことをしっかり

受けとめて、これから区市町村社協、そして東社協も微力を尽くして、ぜひ進んでいきたいと思っております。

最後にもうひとつだけお願いをさせていただきたいのですが、先ほどもお話がございましたけれども、今後、大事なのは、東京都からのこの提起をいかに区市町村にしっかり受けとめていただくか。区市町村が主体になって、それぞれの特徴を生かした取組をしていただけるかということにももちろん尽きるわけです。

地域共生社会づくり、私はあえて国のように地域共生社会の「構築」とか「実現」とは言わないで、地域共生社会づくりという言い方をしているのですが、それは「実現」というような、でき上がること自体に意味があるわけではなくて、住民を中心に行政も関係者も含めて一緒につくっていく過程、プロセスに意味があると思っておりますので、あえて地域共生社会づくりという言い方をさせていただいております。

この地域共生社会づくりの取組というのは、都内でも地域の格差ももちろん大きいですし、また、先進的と言われていたような地区でも、実は本当にまだ試行錯誤をしていて、何が正しいのか、どう進めばいいのか、とても悩みながら進んでいるところだというのが、率直なところだろうと思います。

そういう中で、今回、都の計画の最後のほうにしっかり書いていただいておりますけれども、区市町村間あるいは東京都と区市町村の間でしっかり情報交換をしたり、意見交換をする場というのがとても大事になってくるだろうと思っております。そこに大きく期待するとともに、できれば、その場に行政だけでなく、行政が地域共生社会づくりを進めるにあたって中核的な実施機関として頼みにしている機関、それは必ずしも社協であるとは限りませんが、そうした機関を一緒に集めていただいて、一緒に知恵を絞っていくような場にさせていただきたいと思っております。先行する例としては、生活困窮者制度の区市町村の連絡会議ですとか、あるいは、成年後見にかかわる利用者支援の連絡会などもありますけれども、やはり行政だけで集まっても、本当に有意義な情報交換にはなりにくいと思っております。や、ぜひ、そういう場を今後、この計画づくり、あるいは地域共生社会づくりの場として持っていただけると、各区市町村がお互いに助け合いながら、切磋琢磨し合いながら、東京全体がすばらしく伸びていくような形にできるのではないかなと考えるので、最後に提案といたしますか、お願いをさせていただきました。

本当に6回にわたり、ありがとうございました。

○新保委員 明治学院大学の新保です。

本当に私もこの策定委員会に参加させていただいてありがたく、光栄なことでした。

私が、この支援計画の中でとても良いと思うところは、22ページの第4節、計画の理念です。とてもシンプルに三つの理念が、わかりやすくまとめられています。これが私たちの戻るところだったり、出発点だったりになるのかなと思っています。とりわけ理念1の「生きがいと尊厳を持って、安心して暮らす」というところは、私自身は生活困窮や生活保護の領域にかかわっておりますので、本当に大事にしたいです。

包括的な支援が進めば進むほど、パブリックコメントの中にもありましたけれども、新たな課題を抱えた方ですとか、なかなか支援につながりにくい方と出会っていくことになると思います。そういう方たちも一人の都民として、住民として生き生き自分らしく生活できるように、支援やかかわりをするためには、やはりかかわる職員の資質向上が、のは、どの領域においても欠かせません。住民・市民の理解も必要になりますので、福祉教育の機会というのも、それぞれの機関や自治体などでできる限りのことをやっていくことが、極めて重要です。

そういう中で、住民一人一人が幸せになるためには、福祉の支えがあるだけではなくて、むしろ、これからはいろんな人が参加できる場所であったり、理解者をふやすということが必要になると思います。この理念を大切にしながら、自分も実践者の一人として歩み出したいと思っております。

本当にありがとうございました。

○小林副委員長 小林です。

3点感想を申し上げたいと思います。

第1点は、昨年社会福祉法改正に関して、地域力強化検討委員会が出してきた報告書には目を通してきたのですが、今一つ分からなくて、法律の書き方についても事務局に教えていただきました。厚労省局長通知にも書かれている計画の「共通事項」はどのように取り扱うのだろうかということにも関心を持ってきました。国は検討の素材を出しただけなので、各自治体はあれをどのように組み立てるかということが課題になるのかなと思いました。

最近、都内の幾つかの自治体の職員の方と話すことがありましたが、今回のこの計画を見て、かなりはっきりしてきたなという感じがします。私のような部外者が、都はこう書いているよということと言えるのは大きなことで、やはり都がこのように書いているというのは根拠になります。やはり自治体や住民の方と話すなかで、都はこういう方向で行く

らしいよということがいえるのは改めて重要であることを再認識した次第です。

2点目ですが、この地域福祉計画の意義は2つあると思います。行政内部でのいわゆる縦割りの壁を取り払うという意味での地域という意味と、それから地域住民にとっての地域を再認識するという意味の2つだと思います。地域住民もある意味で法律の体系に沿って生活していますが、具体的に生きていく住民は制度が適切に使えばいいということになっていると思います。地域住民という感覚と、行政の中の職員としての感触は違う。以前、どなたかが言っていておられたのですが、行政職員からみた地域住民とは何ですかと聞いたら、「それは私たちが扱っている法律の対象が地域住民です」と言っておられました。つまり、行政の立場から見ると、住民は丸ごとの住民ではないので。法律の対象としての住民ということになりますが、これは状況をよく言いあらわしていると思います。背景となる法律によって、住民との接し方も違うというのは当然だとも思いました。

例の14頁の難しい図の話ですけれども、結局、これは住民の側から見るのと制度やサービスを扱っている行側からみる二つの視点が入っているので、どちらから見るかによって、全然違う図になるような気がします。そこを事務局は苦勞されたと思います。ただ、住民の側からの総合化という視点と制度の側からの総合化という2つの面での総合化が必要だと思いますし、ワンストップという仕組みの問題も含めて、両方の面からの総合化の推進が必要だろうと思います。そのような意味での整理ができたのは、とてもよかったと思います。

3番目は内容についてです。今、何人かの方からご発言がありましたが、かなり踏み込んだ書き方をしていただいたのはよかったと思います。私の関心から言うと、例えば、圏域という概念の整理は非常に重要だと思っています。それから、今回の国の局長通知では、いろいろなレベルにソーシャルワークの機能をもつ専門職を置くと書いてありますが、今回の地域福祉支援計画でははっきり地域福祉コーディネーターを置くと書いてあり、非常に具体的になりました。これによって、やはり予算をつけていただける根拠になるのかな、という感じがします。やはり人で書くのと機能で書くのは全然違いますし、大体、機能を並べるだけではなかなか先に進めない。やはり、進める主体の問題が入ってこない、前に進まないと思いますが、今回、そういう主体を書いていただいたので、とてもよかったと思います。やっぱり住民と制度とをつなぐコーディネーターが必要だという視点で書いていただけたことについて、私は非常に高く評価したいと思っております。

ほかにもいろいろ具体的な記述があって、とてもよかったと思います。ありがとうございます

いました。

○高橋委員長 ありがとうございます。

今回の法改正で社会福祉法でもそうですし、生活困窮者支援法の中で、「地域社会からの孤立の状況」という言葉が入りました。それから、生活困窮者の定義の中で、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情という、そういう言葉が入ってきたんです。そして、あれあれと思ったのは、イギリスにロンリネス MINISTER というのができましたでしょう。新聞記事を読んでいると、イギリス国民の15%がロンリネスの状態である。ということは、日本の生活保護率を考えたら、気の遠くなるようなボリュームで孤立状態にある人が存在するという話です。

実は、日本はもっと深刻だというふうに思っていて、まさに制度にならない制度を扱わないと、孤立・孤独の問題は。だから、介護の問題とか貧困の問題はそれなりの制度のエンジンがあって、そこに予算配分すればいいという。だけど、予算配分も非常に今の政治情勢でますます難しくなっているんで、さっき言ったようなことが起こるわけですが。だけれども、ロンリネスなり孤立・孤独の話というのは、要するに行政の補助金では解決できにくいのです。先ほど、機能ではなくて人だと言った。そこで活動する、多分、イギリスはイギリスで生活された小林さんを前にして言うのはあれですが、チャリティーが物すごくパワフルで動いていて、それを調整する機能を多分ロンリネス MINISTER というのがやるのかなと、想像しているんです。

ところが、日本の場合は、一応、社協に期待せざるを得ないんだけど、それだけの期待に耐えられるだけの活動が津々浦々にあることはあるけれども、社協は役所より官僚的だという地域の人たちの声が結構聞こえてくるわけですよ。そうになると、制度ではないものをどういう形でつかまえながら、地域に展開をしていくかという、そういう課題がある。

それから、東京の文脈で言うと、物すごく心配しているのは、タワマンの孤立・孤独問題がまさにこれから深刻化すると思います。オリンピックの後は、その問題が多分急浮上するだろうと思う。これは解決の手がかりが見つけにくいのですよね、民生委員さんが幾ら頑張っても、オートロックで入れないわけだから。そういうことを含めて、そうしたら、仙台に行きましたら、あそこは32階のマンションができたときに、小規模多機能を入れると、ディベロッパーが入れる、そういうのを考え始めたと言っていました。これはよく確認しなくちゃいけない。実は、日本の不動産会社はそういうことをあまり考えない、あるいは、無駄な話だと言っているけど、実は、そういうことを含めて、これは福祉保健局

マターであると同時に都市整備部だし、いや、そうじゃなくて、だから、ボスと言ったんですけど、知事のリーダーシップの問題なんですよ、政治的な。

こういう問題に対処したときに、従来の福祉医療保健のアプローチだけでは入り切れないところで問題が深刻化する。それが恐らく地域福祉計画で議論するときの、要するにつかまえやすいところをつかまえて何だかんだ言ってもしようがない。実はつかまえられるところで、問題が非常に深刻化しているだろうということを、少しやっぱりまともに議論しないとイケないなというふうに思っています。

そういう意味で、今回の地域福祉支援計画というのは、その手がかりに僕はなることを切に期待をし、逆に言うと、従来型の発想をさらに深めるのか、飛ぶのかわかりませんが、それでも、それを今の自治体に求められるのかというと、物すごく僕ははてなマークです。だって、3年くらいしたら人事異動でまた、一からやり直しになるのが常です。ところが、現場で頑張っている人たちは人事異動がないわけで、やっぱり人なんですよ。そこで、地域で、現場でずっと抱えながら課題を直面しながら、それを解こうとしている、そういう力をどういうふうに私たちがサポートし、大事にし、支援していくかというのが、これは行政でもできるわけですが、そういうことを含めて、いろんな意味でこれからの展開を考えると、いろんなヒントになるものがこの計画の中に埋め込まれていたとすれば、大変いろんな意味でよかったのではないかなという。そういう意味でいえば、モニタリングをして評価するという作業は、多分、これから重要な仕事として、これは東京都の企画なり、担当部局の大事なお仕事になるのかなと思っておりますので、ぜひ、頑張って。そういうわけで、局長もぜひそういうサポートをしていただきたいというお願いを申し上げて、コメントにかえさせていただければと思っております。

どうもありがとうございました。本当にありがとうございました。

それでは、というわけで、局長がお見えいただいて、しかも、ずっと同席をしていただいたということで、大変ありがたく思いますので、梶原福祉保健局長にご挨拶をいただけたらというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○梶原福祉保健局長 福祉保健局長の梶原でございます。最後に一言ご挨拶を申し上げます。

昨年6月に検討を開始して以来、高橋委員長、小林副委員長を初め、委員の皆様方には、地域福祉や社会福祉に関する専門的な知見あるいは地域活動に携わってこられた経験と実践に基づく幅広いご意見をいただきますとともに、ご多忙の中、好事例の現場視察で意見

交換を行うなど、東京の実態に即した計画となるよう、ご尽力をいただきました。また、区市町村の皆様には地域福祉の現状に関する調査やヒアリングにご協力をいただきました。こうしたお力添えをいただきまして、本日、大都市東京の実情を踏まえた福祉分野を横断する新たな計画となります東京都地域福祉支援計画の取りまとめに至ることができました。心より感謝申し上げます。

この計画では、先ほどもお話がありましたけど、地域の支え合いを育み、都民の安心した暮らしを支えるという三つのテーマに沿って、今後の都の取組の方向性というものを明らかにしております。今後、都民の皆様や事業者、関係機関の皆様、区市町村の皆様と力を合わせて福祉施策を推し進め、この計画に込められた委員の皆様方の思いを形にしていこうということが、私どもに課せられた課題だというふうに考えております。

私も今、委員長から人事異動の3年というお話がありましたけど、私も異動はしておりますが、合計すると福祉保健の関係で二十数年出たり入ったりはしておりますが、経験しております。ちょうど平成13年、14年、社会福祉基礎構造改革という、あるいは介護保険ができた後の福祉改革推進課長というのをやっております、そのときに、第三者評価であるとか、さまざまな仕組みづくりというものを本当にやった記憶がございます。

そのときに、やっぱり地域福祉とは何ぞやというのをさんざん議論して、地域における福祉なのか、いやいや地域づくりの福祉、いろんなワーディングをやりながら、やっぱり結果として結論が出なかったという思いがあります。つまり、地域という言葉の中でいろんな意味が込められていて、今回、先ほど三つの理念というところがございましたけれども、まさにいろんなことが重層的、複層的に込められている言葉なのかなど。そこをわかったような形で地域福祉、地域福祉と言っているのではなくて、やっぱり行政として、それをどうどのような側面から、あるいは、どのような具体的な方策として、まさに形として、手法として、機能ではなくて、人づくりであったり、そういう形で整理をして実現していくということが私どもに課せられた課題であり、それが新たな施策、具体的な施策につなげていくというのが、僕ら行政に課せられた課題だというふうに思っております。

地域における分野、世代を超えた取組、これを支援するとともに、これは最初の計画、先ほど平成3年の計画というようなお話がありましたけども、計画の評価・検証もしっかりと行って、東京における地域共生社会の実現に向けた歩みを着実に進めていきたいというふうに考えております。

今後とも、委員の皆様方にご指導を賜りますので、よろしくお願いを申し上げます。本

日は、まことにありがとうございました。

○高橋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお戻しいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 事務局から連絡事項を何点か申し上げます。

本日配付いたしました資料のうち、参考資料としてお配りしました前回までの策定委員会資料のファイルと第20期東京都社会福祉審議会意見具申、「2017 東京の福祉保健」、「東京の福祉保健2017」、3冊の冊子につきましては、回収させていただきます。これは毎回申し上げております。

その他の資料につきましては、冊子を含め、お持ち帰りいただいても結構でございますし、お荷物になるようであれば、そのまま机の上に置いていただければ、後ほど郵送させていただきます。

また、ちょっと先ほども回収させていただきましたけども、前回までの入庁に際しまして、ご使用いただきました都庁舎の入庁証、こちらにつきましては、回収させていただきたいというふうに思っております。受付までご返却いただきますようお願いを申し上げます。先ほど、いただいた方につきましては、結構でございます。

あと、お忘れの方につきましては、後日、事務局まで申しわけございませんが、郵送にてご返却をお願いするようにはいたしております。よろしく申し上げます。

また、本日入庁されました際に発行しました一時通行証、青いICカードがあったと思いますけれども、それは退庁時にゲートを通過するときに、中にカードを入れる場所がございますので、そこに入れていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

また、お車でお越しいただいた方につきましては、駐車券をお渡しいたしますので、受付までお声かけいただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○高橋委員長 それでは、東京都地域福祉支援計画策定委員会は、これもちまして、閉会ということでございます。どうもありがとうございました。

(午後 7時05分 閉会)